

有機燐化合物					ミリグラム/リットル
鉛及びその化合物					ミリグラム/リットル
六価クロム化合物					ミリグラム/リットル
砒素及びその化合物					ミリグラム/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物					ミリグラム/リットル
アルキル水銀化合物					ミリグラム/リットル
ポリ塩化ビフェニル					ミリグラム/リットル
トリクロロエチレン					ミリグラム/リットル
テトラクロロエチレン					ミリグラム/リットル
ジクロロメタン					ミリグラム/リットル
四塩化炭素					ミリグラム/リットル
1, 2-ジクロロエタン					ミリグラム/リットル
1, 1-ジクロロエチレン					ミリグラム/リットル
シス-1, 2-ジクロロエチレン					ミリグラム/リットル
1, 1, 1-トリクロロエタン					ミリグラム/リットル
1, 1, 2-トリクロロエタン					ミリグラム/リットル
1, 3-ジクロロプロペン					ミリグラム/リットル
チウラム					ミリグラム/リットル
シマジン					ミリグラム/リットル
チオベンカルブ					ミリグラム/リットル
ベンゼン					ミリグラム/リットル
セレン及びその化合物					ミリグラム/リットル
ほう素及びその化合物					ミリグラム/リットル
ふっ素及びその化合物					ミリグラム/リットル
1, 4-ジオキサン					ミリグラム/リットル
フェノール類					ミリグラム/リットル
銅及びその化合物					ミリグラム/リットル
亜鉛及びその化合物					ミリグラム/リットル
鉄及びその化合物					ミリグラム/リットル
(溶解性)					
マンガン及びその化合物					ミリグラム/リットル
(溶解性)					
クロム及びその化合物					ミリグラム/リットル
ダイオキシン類					ピコグラム/リットル
※					
摘要					

備考

- ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。